

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成26年度(第5回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成27年2月10日(火) 午後2時00分開会・午後3時30分閉会
開 催 場 所	入間市役所 C棟 5階 501会議室
議 長 氏 名	田中龍夫、松下庄一
出席委員(者)氏名	齋藤大治、齊藤めぐみ、関口 徹、花島 綾、晝間達夫、 粕谷光由、北野亜紗美、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子、 永田雅良、橋本太郎、星野英一、松下庄一、山岡靖義、 赤間丈弘、永木栄作
欠席委員(者)氏名	寺山守夫
説明者の職氏名	保険年金課長 晝間昭彦 保険年金課主幹 村田雄一、藤井隆行 収 税 課 長 入部兼徳 健康福祉課長 吉澤 隆
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 入間市国民健康保険運営協議会委員委嘱式 (1) 委嘱状交付 (2) 委員及び事務局職員自己紹介 2 平成26年度第5回入間市国民健康保険運営協議会 (1) 開会 (2) 市長あいさつ (3) 議事 ① 会長並びに会長代理の選出(非公開) ② 平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)(案)について(公開) ③ 平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算 (案)について(公開) (4) その他 ・ 事務連絡 (5) 閉会
非 公 開 理 由	会長並びに副会長の選出に係るため
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	資料1 平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)(案)について 資料2-(1) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予 算(案)について 資料2-(2) 平成27年度国民健康保険特別会計当初予算概要 資料2-(3) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予 算(案)の概要(案)
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 市民部長 大野 勉 市民部次長 清水幸恵 保険年金課長 晝間昭彦 保険年金課主幹 村田雄一、藤井隆行、宇津木教芳 保険年金課副主幹 中山浩一 収 税 課 長 入部兼徳 収 税 課 主 幹 野口鉄夫 健康福祉課長 吉澤 隆
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・ 決定事項

司 会 次第により進行

1 入間市国民健康保険運営協議会委員委嘱式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員及び事務局職員自己紹介

2 平成26年度第5回入間市国民健康保険運営協議会

- (1) 開 会 司会 (省略)
- (2) 市長あいさつ 田中市長 (省略)
- (3) 議 事
 - ① 会長並びに会長代理の選出
会長は松下庄一委員、会長代理は晝間達夫委員を選出
 - ② 平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について
資料に基づき説明し承認を得る
 - ③ 平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
資料に基づき説明し承認を得る
- (4) その他
 - ・ 事務連絡
次回会議を8月上旬に開催予定を連絡
- (5) 閉 会

会議録(3)

発言者	発言内容
事務局	議事①の「会長及び会長代理の決定」でございますが、会長及び会長代理の決定までの間、市長に議長をお願いいたします。
市長	それでは、会長及び会長代理の決定までの間、議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いします。
事務局	会長及び会長代理の選出方法について、事務局より説明をお願いします。
事務局	会長については、国民健康保険法施行令第5条において、3号委員の公益を代表する委員から、選ばれるとされております。会長代理につきましても、特に取り決めはございませんが平成15年度より慣例として1号委員の被保険者を代表する委員から選出されております。選出については、それぞれ別室でご協議の後、ご報告いただいております。
市長	会長、会長代理の決定についてはいかがでしょうか。事務局の説明どおり3号委員より会長、1号委員より会長代理を選出とありましたので、それぞれ別室でご協議の後、ご報告いただくことで、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし。【それぞれ協議のため別室へ移動】
	【3号委員は、協議の結果として「松下庄一委員」を報告】
	【1号委員は、協議の結果として「晝間達夫委員」を報告】
市長	それでは、ただいま3号委員より松下庄一委員、1号委員からは晝間達夫委員という報告がありました。会長は松下庄一委員、会長代理は晝間達夫委員をお願いするというところでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。(拍手あり)
市長	それでは、本協議会の会長は松下庄一委員、会長代理は晝間達夫委員と決定いたします。
	これで、議長の任を解かさせていただきます。
	【会長、会長代理あいさつ】
会長	本日の協議会ですが、定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきます。
	議事録署名委員は、1号委員から花島委員、2号委員から橋本委員をお願いいたします。
	それでは、議事に入ります。
	議事②平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について、事務局より説明願います。
事務局	平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について、説明いたします。
	資料につきましては、資料1になります。
	今回の補正予算は、歳入歳出予算に、それぞれ1億1,644万6千円を追加し、補正後の予算総額を175億8,275万1千円とするもの

です。

まず、歳入の補正内容について説明いたします。

資料1 ページになりますが、今回の第2号補正の補正額はページの中央に補正予算2号(C)として記載しています。その右側の予算現額(d) = (a) + (b) + (c) が補正後の予算額となります。

(款3) 国庫支出金174万8千円の増額の主な要因は、(項1) 国庫負担金(目2) 高額医療費共同事業負担金の増額分から(目3) 特定健康診査等負担金の減額分を差し引いた差額分を計上するものです。

高額医療費共同事業負担金の増額については、歳出の高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額が国からの負担金となります。その拠出金を実績に基づき増額しましたので、これに伴い、負担金も増額となりました。特定健診等負担金の減額につきましては、額の確定による不用額の減額であります。

(款6) 県支出金82万円の増額は、(款3) 国庫支出金と同様の理由による高額医療費共同事業負担金の増額と特定健診等負担金の減額との差額分を計上するものです。

(款7) 共同事業交付金1億3,824万2千円の減額は、当初、埼玉県国民健康保険団体連合会からの試算額により計上しておりましたが、実績から試算された額まで収入が見込まれませんので、減額するものです。

(款9) 繰入金2億5,000万円の増額は、今回の補正により歳入不足が見込まれますので計上するものです。

次に、2ページをご覧ください。

(款11) 諸収入の211万7千円の増額は、交通事故等による第三者納付金の増加が見込まれるため、計上するものです。

歳入の説明につきましては、以上となります。

続きまして、歳出の補正内容について説明いたします。

3ページをご覧ください。

(款1) 総務費180万9千円の減額の主な要因は、平成26年度より新規事業で開始しました柔道整復師施術療養費適正化委託料が当初計上額より安価で済む見込のため(項1) 総務管理費(目1) 一般管理費を減額するものです。

(款2) 保険給付費9,920万6千円の増額は、インフルエンザの早期流行を加味したことと、実績による(項1) 療養諸費と(項2) 高額療養費の増額と、出産育児一時金の実績から当初の件数に達しない見込のため(項5) 出産育児諸費を減額する差額分を計上するものです。

次に、4ページをご覧ください。

(款7) 共同事業拠出金1,638万2千円の増額は、歳入の(款3) 国庫支出金(款6) 県支出金でご説明申し上げたとおり、高額医療費共同事業拠出金について、実績に基づき増額が見込まれますので計上するものです。

(款11) 諸支出金は837万6千円の増額ですが、主なものは、(項1) 償還金及び還付加算金で、平成26年2月に実施された会計実地検査で過大交付が指摘された国庫金と、実地検査に基づき自主点検した結果、

<p>会 長 全 委 員 会 長</p>	<p>判明した国庫金などの過大交付について返還金の申請額が確定したことにより返還金を計上するものです。 (款12)予備費506万6千円の減額は、歳入歳出補正予算額の調整のため計上するものです。 補正予算(第2号)(案)の説明につきましては以上です。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。 ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>何か、ただ今の説明についてご質問等ありませんでしょうか。 異議なし。 それでは、平成26年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)については、原案のとおりご承認いただいたということとさせていただきます。 続きまして、議事③平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、事務局説明願います。</p>
	<p>平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、ご説明いたします。 資料につきましては、資料2の(1)、資料2-(2)、資料2-(3)の3種類でございます。 最初に、資料2-(2)をご覧ください。 下段の表の合計欄ですが、平成27年度の当初予算額は、歳入歳出とも197億3,680万3千円といたしました。 各科目の構成につきましては、上段の円グラフをご覧ください。左側の歳入については、税率改定後の国保税のア医療分とイ支援分とウ介護分を足した国保税額は40億8,859万3千円となり、歳入総額の約20.7パーセントを占めております。また、国・県からの交付金等で、工国庫支出金からク共同事業交付金の合計は、145億7,011万5千円となり、約73.8パーセントを占めております。 次に、歳出では、医療費である②の一般被保険者の保険給付費と③の退職被保険者の保険給付費の合計は、113億1,422万円となり約57.3パーセントを占めております。また、いわゆる医療費関係費②の保険給付費から⑨の共同事業拠出金の合計は、193億5,088万5千円となり、約98.0パーセントを占めている状況です。 これら歳入歳出の構成状況は、税率改定前の平成26年度当初予算とほぼ同様の状況です。 それでは、次に、予算の主な内容について、資料2-(1)でご説明させていただきます。 説明の前に資料の補足説明をいたします。 1ページをご覧ください。 まず、歳入について、主なものを説明いたします。 (款1)国民健康保険税40億8,859万3千円は、前年度対比4億9,357万7千円、率にして13.73%の増額としました。このうち12月議会において議決されました保険税の税率改定による増額を約4億5,000万円見込んでおります。また、収納率を申し上げますと、現年課税分を90.53%、過年度の滞納繰越分を17.25%で計上</p>

しました。

(款3) 国庫支出金34億9,160万2千円は、前年度対比1億5,349万2千円、率にして4.60%の増額としました。増額の主な理由については、(項1) 国庫負担金(目1) 療養給付費等負担金の増額と、(目2) 高額医療費共同事業負担金の増額があげられます。

療養給付費等負担金の増額につきましては、計算の基準となる歳出の(款2) 保険給付費を増額と見込んだことによる増額と、実績からの見込みによる増額です。

また、高額医療費共同事業負担金の増額につきましては、歳出の(款7) 共同事業交付金(項1) 共同事業交付金(目1) 高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額が国からの負担金となりますが、高額医療共同事業費拠出金を増額と見込んだことにより、増額としたものです。

(款4) 療養給付費等交付金6億7,539万7千円は、前年度対比307万4千円、率にして0.45%の減額としました。これは、退職被保険者等の人数の減少による減額を見込んだことによるものです。

(款5) 前期高齢者交付金50億1,632万4千円は、前年度対比1,383万3千円、率にして0.28%の減額としました。減額の理由は、平成26年度の実績等を踏まえ、減額を見込みました。

(款6) 県支出金9億2,674万1千円は、前年度対比2,872万5千円、率にして3.20%の増額としました。

増額の主な理由は、(項1) 県負担金(目1) 高額医療費共同事業負担金の増額と、(項2) 県補助金(目2) 調整交付金の増額があげられます。

高額医療費共同事業負担金の増額は、国と同じく歳出の高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額が県からの負担金となり、高額医療共同事業費拠出金を増額と見込んだことにより、増額としたものです。

県調整交付金の増額につきましては、特別調整交付金の支給対象項目にある保健事業等の充実による県の評価分の増額を見込んだことによるものです。

2ページをご覧ください。

(款7) 共同事業交付金44億6,005万1千円は、前年度対比21億6,494万5千円、率にして94.33%の増額としました。増額の理由は、市町村国保間の財政の安定化を図るための、保険財政共同安定化事業の対象医療費が平成26年度まで1件10万円を超えるものが該当であったものが、平成27年度から1件1円以上に拡大されたことによる増額であります。なお、この事業の実施主体であります埼玉県国民健康保険団体連合が試算した数値から計上しております。

(款9) 繰入金10億5,000万1千円は、前年度対比4億5,000万円、率にして30.00%の減額としました。平成26年度補正予算の17億5,000万円と比較すると、7億円差が生じておりますが、このうち、国保税の税率の改定により減額となる分として、約4億5,000万円が含まれております。今後、国保財政の動向を見ながら、平成26年度からの繰越金や、一般会計からの繰入金の増額をもって対応していきたいと考えております。

歳入の説明につきましては以上です。

次に、歳出について、主なものを説明いたします。

3ページをご覧ください。

(款1) 総務費8,503万2千円は、前年度対比1,103万1千円、率にして14.91%の増額としました。増額の主な理由は、(項1) 総務管理費(目1) 一般管理費の、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーのシステム構築の委託業務による増加と、(項2) 徴税費(目1) 賦課徴収費の収税課所管分として、保険税の収納率向上のために、口座振替契約の受付を収納機関の窓口端末やモバイル端末などで行うことができるサービスを導入するためのシステム構築の委託業務による増加です。

(款2) 保険給付費114億4,729万4千円は、前年度対比1億3,204万3千円、率にして1.17%の増額としました。増額の理由は、これまでの実績から算出した、月平均の医療費と被保険者数により増額を見込んだものです。

4ページをご覧ください。

(款3) 後期高齢者支援金等25億1,336万3千円は、前年度対比7,836万1千円、率にして3.22%の増額としました。増額の理由は、これまでの実績から後期高齢者の被保険者数及び一人当りの支援金額が増加するものと見込んだためです。

(款6) 介護納付金9億6,742万1千円は、前年度対比7,936万1千円、率にして7.58%の減額としました。減額の理由は、対象者数の減少を見込んだためです。

(款7) 共同事業拠出金44億2,113万3千円は、前年度対比22億1,219万8千円、率にして100.15%の増額としました。増額の理由は、歳入でご説明申し上げましたとおり、保険財政共同安定化事業の対象医療費が、平成27年度から全医療費に拡大されたことによる増額です。

なお、金額につきましては、歳入の(款7) 共同事業交付金と同じく埼玉県国民健康保険団体連合会が試算した数値から計上しております。

(款8) 保健事業費2億5,793万6千円は、前年度対比2,078万5千円、率にして8.76%の増額としました。増額の主な理由は3つあります。まず1つ目が、(項1) 特定健診等事業費(目1) 特定健診等事業費で、健康福祉課が所管となりますが、特定健康診査の受診者の増加見込みによる増額です。

2つ目が、(項2) 保健事業費(目2) 疾病予防費のうち保険年金課所管分で平成26年度より実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、健康・医療情報を活用してPCDAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画を作成するための事業を実施することによるものです。なお、この事業につきましては、平成25年6月14日閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」ことが掲げられております。

3つ目は、同じ(目2) 疾病予防費のうち健康福祉課所管分の間人ドッ

	<p>ク、脳ドックの受診者の増加見込みによるものです。</p> <p>また、このほかに平成27年度は、医療費増加抑制の取り組みの一つとして、主に若い人をターゲットとした簡易血液検査キットと通信機器を活用して自己健康管理の促進を図る、セルフ健康管理促進事業を新規事業として実施します。</p> <p>平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)についての説明につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長 山岡委員</p>	<p>ただ今説明のありました内容について、何かご質問はございませんか。</p> <p>山岡委員。</p> <p>国民健康保険について、国民皆保険という立派な制度でありながら国民健康保険税の支払いができない方がいらっしゃる場合があると思います。保険税は不足するけれども、保険給付は支払わなければならないというようなアンバランスな場合があると思いますが、保険者である市はどのように収支の整合性をとっていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>先程の説明にもありましたが、保険税収入の現年分を90.53%で見込むということで約10%を減額しており、それが山岡委員さんのご指摘の部分かと思えます。税が課税されても納税が難しい方は、確かにいらっしゃいます。納税者の方の事情というのはそれぞれ異なっていると思いますので、収税課が所管はしておりますけれども、個々の方々の状況を個別に相談させていただいて、その中で対応させていただくということです。ただ、資力はあるけれども納めないという方がいらっしゃる場合には、保険証を資格証にしています。資格証を病院に提示しますと10割負担になり、10割で支払っていただいて、市の方にその領収書を持ってきていただくと、一般の方ですと7割分をお返しすると。そこで、市との接点ができますので、そこで市の方と納税相談をしていただく。短期証ということで、本来1年間の有効期限のあるものを、例えば6ヶ月にすることで被保険者との接点を設けて被保険者との納税相談をするというような形で対応しております。どうしても納められないという方については、それぞれの納税者の方の状況を確認して対応をしていくというような現状でございます。以上でございます。</p>
<p>会 長 山岡委員 会 長 全 委 員 会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>山岡委員よろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>異議なし。</p> <p>なければ、平成27年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、原案のとおりご承認いただいたということとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>平成27年度から国民健康保険税の改定によりまして、被保険者への負担増を求めることになるわけですがけれども、その負担増に対して医療費の増加抑制対策、収納対策について新たな取り組み等ありましたら事務局の方からご説明をいただきたい。よろしくお願いいたします。</p>

事務局

保険年金課長。

国民健康保険特別会計については、担当課が3課ありますので、それぞれの課長の方から簡単に説明をさせていただきます。

私ども保険年金課につきましては、納税通知書を発送する担当課ということで、先程も会長さんからお話がありましたとおり、納税者の方にご負担をいただくということでもありますので、まずは、平成27年度に向けて税率が改定するということで、市民の方への周知を徹底していきたいということが第一点目でございます。

周知については、基本的に考えておりますのは、今週末に広報いるま2月15日号が発行されますけれども、こちらの方で担当課として第1回の周知を図りたいというように考えております。委員さんの中にはご覧になった方もいらっしゃると思うのですが、広報いるま1月1日号の市長の年頭挨拶で若干触れられています。

その後、第2回目を新年度に入りまして4月15日号で、こちらは特集記事ということで国民健康保険税が税率改定に至った経緯を踏まえて掲載をし、周知を図っていきたいと考えております。

第3回目としましては、時期的には5月の下旬くらいを考えておりますけれども、納税者の方へ直接、国民健康保険税の改定のお知らせを考えております。

こういったような周知を考えております。また、そういった周知がありますと、問い合わせ等も数多くあることが予想されますので、そういった意味では説明責任をきちんと果たしていきたいと考えております。

また、今、山岡委員さんから質問がありましたとおり、その結果として納税相談がありました場合には、個々の状況に応じてきめ細やかな対応を図っていきたいと考えております。

これが国民健康保険税の改定における対応ということで考えております。

また、国民健康保険の保険者の努力の部分につきましては、先程も予算の中でも説明させていただいたのですが、歳入の確保ということで、これは収納率向上はもとより、国や県の調整交付金の確保についても、保険者の努力で上げられる部分もあろうかと思っておりますので、この辺については以前にも増して努めてまいりたいと考えております。

また、歳出の抑制ということでございますけれども、こちらについては柔道整復師のレセプト点検を平成26度から新たに実施をしていますが、継続していくということ。

また、医師会の大変なご協力をいただいて、平成26年度県内で先駆けとして入間市が一番最初に実施した糖尿病性腎症重症化予防事業も継続的に行っていきたいというように考えております。

それから、データヘルス計画というのが先程説明しましたが、こちらの計画については、計画書の策定を平成27年度に行っていきたいというように考えております。これについては、糖尿病性腎症重症化予防事業と同じような形ですが、特定健診とかレセプトデータこういったデータを基に保健事業の計画を立てていくと、その実施計画の策定をしたいと考えております。

それから、ジェネリック医薬品の使用の推進でございます。こちらの方は、保険証を9月に発送いたしますが、その際に意思表示カードを郵送していましたが、そうすると2つのカードを医療機関に持っていくこととなりますので、平成27年度からはカードに代えてシールを考えております。シールにしますと保険証に貼っていただくだけで、ジェネリック医薬品の促進が図れるのかなと、そういったような形で進めていきたいと考えております。

また、健康相談会というのを平成26年度は4回実施をさせていただきました。これについてはみなさんの中にもご存じの方は多いかと思うのですが、血管年齢を計るなど、簡単な健康相談でございますけれども、こちらの方の実施についても充実を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、国民健康保険被保険者の方にはかなりのご負担をいただくこととなりますので、市民の方の見る目というのが非常に厳しくなってくると思っております。そういった意味で国民健康保険の保険者としてしっかりとした対応を図っていききたいと、このように考えております。以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

今、きめ細かいこれからの取り組みをしていくという保険年金課長さんからのお話でございました。これにつきまして、みなさんの方から何かご質問等ございますか。

いずれにしましても、市報による周知、5月下旬には国民健康保険被保険者への郵送による通知、きめの細かい納税相談も行っていききたいという話でございました。この取り組みについては、国民健康保険税がここで上がるということで、担当の方については大変ご苦労が多いと思っております。きめ細かい相談等を行っていただければと思います。

健康福祉課長、収税課長から何かありますか。

健康福祉課長。

事 務 局

健康福祉課は、保健事業の中で、特定健診、ドック事業の2つの事務を行っており、受診率、件数が1つの尺度になります。

まず、特定健診ですけれども、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、平成20年度から実施された制度でございます。いわゆるメタボ健診というものでございます。組織見直しで平成24年度から特定健診、ドック事業を健康福祉課で受け持たせていただいたわけですが、まず、特定健診の方ですが、なかなか受診率は上がっていかないという状況ではございます。平成20年度31.6%、平成21年度31.2%、平成22年度32.0%、平成23年度34.7%、平成24年度35.2%、平成25年度36.0%となっております。平成25年度の全県データが手元でございますが、県内市町村平均35.5%、埼玉県内の国民健康保険組合を含む全県平均は36.4%で、県内市町村平均は上回っているということでございます。ただ、この数字に決して甘んじているわけではございませんで、引き続き受診率の向上に手綱をゆるめることなく努力して参りたいと考えております。

具体的には、受診率の向上に向け、制度の周知ですとか、未受診者対

策ですとかがあるわけですが、例えば受診勧奨につきまして従来1回だったものを、時期をずらして2回にさせていただきますとか、未受診者の方々にさらに受診を呼びかけていきたいと思ひます。

制度の周知につきましては、周知の機会を増やしたり、関係機関との連携をさらに強めていくことで引き続き受診率の向上に向けて努力して参りたいと思ひます。

ドック事業の人間ドック、脳ドックは受診件数という捉え方になります。入間市では、28,000円の助成を出させていただいて、人間ドック、脳ドックを受診していただいているわけでございます。人間ドック、脳ドックの件数は年々上がっておりまして、平成25年度の実績としましては、人間ドックは2,115人、脳ドックは529人の方に受診いただいております。ただ、ドックにつきましては、特定健診の上に被るような状況でございますので、任意性の高いものでもございますので、なかなかこの辺のところは、受診者ご本人の価値感に基づく部分でもありますので、こうした状況が必ずしも連動していかないような状況がございます。その辺の所につきましては、ご理解をいただければと思ひます。

いずれにしましても、受診率の向上、受診件数の増加ということで、手綱をゆるめることなく引き続き推進してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、収税課長。

収税課の方では、徴収事務の方を担わせていただいているわけですが、平成24年度に組織機構の見直しで、徴収事務が収税課の方へ保険年金課から移管されまして、今年で3年目が終了いたします。その間、多少なりとも収納率は向上しておりまして、組織機構の見直しの成果が出ていると感じているところでございますが、国民健康保険税の税率のアップということで、保険税自体が平成27年度賦課分から上がるということで、徴収側といたしましては多少なりとも徴収に影響が出るのではと懸念しているところでございます。

ただ、国民健康保険税を上げる元々の理由として国民健康保険税の確保をしていきたい、少しでも多くの国民健康保険税を確保していきたいということでの値上がりでございますので、収税課の方ではそれを取りこぼすことなく、少しでも収納できるように、今までどおり、それぞれの事情に応じたきめ細かな相談を実施しつつ、収納の確保を図ってまいりたいというように考えております。

平成27年度、収納側として特に変えていくということが、二、三ございますので、ご紹介申し上げたいと思ひます。

現在、市全体の税システム、コンピュータシステムの入れ替えを行っておりまして、平成27年度の10月で、新しいシステムに更新することになっております。国民健康保険税につきましても、賦課事務、徴収事務とも、この新しいシステムを使ってまいります。現在のシステムは、古うございまして、かなり効率が悪くなっているところでございますが、新しいシステムへの移行に向けまして、賦課事務、徴収事務の効率化が

会 長
事 務 局

<p>会 長</p>	<p>図れるものというように想定しております。</p> <p>また、そのシステム導入に合わせまして、お客様の収納手段の充実ということで、平成28年度4月からマルチペイメント収納あるいはクレジット収納を実施したいと考えています。来年度そのための準備作業を1年間掛けて行わせていただいで、今、口座振替、窓口納付、コンビニ振替といった納付の手段があるわけですが、それよりも便利なクレジット収納、マルチペイメント収納を平成28年度から導入すべく、平成27年度から作業を進めてまいりたいというように考えています。</p> <p>いずれにしましても、それぞれの事情に応じて対応していくために、きめ細かな相談を行いながら、納付のお願いをしていくということをして来年度収税課では、実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、健康福祉課長の方からは、特定健診の受診率を引き上げていきたいというお話がありました。</p> <p>また、収税課長の方からは、新しいシステムで効率化を図っていきたいというお話がありました。</p> <p>これにつきまして、みなさんの方からご質問は、ございますでしょうか。</p>
<p>山岡委員</p>	<p>はい、山岡委員。</p> <p>色々ご配慮、ご準備いただきありがとうございます。</p> <p>私は、市民の一人として、我々は納税の義務というのが憲法上決められていまして、納税逃れするのは市民として非常に卑怯であると思っております。</p> <p>従いまして、国民健康保険税を払った人に恩恵として保険給付するのが本来であります。払っていない人にも保険給付を行っておりますし、確かにきめ細かに色々相談に応ずるといのは、そういう支払い逃れを認めるためにするのかということにも捉えられます。そうではなくて、払わない人には一応強制執行してでも取った方が良く思うのですが、そういうことは今までおそらく無かったと思うのですが。これがずっといきますと、日本の国、相当甘えていまして、甘えた国民に対する行政もいくらお金があっても足りませんので、その辺があまり酷くならないようなところで、上手な手を打っていただければありがたいかと、納税をしております者としてはそのように考えたいと思うのですが。そのように考えるのは、厳しいですかね。私は、普通だと思っております。</p>
<p>会 長 事 務 局</p>	<p>事務局。</p> <p>今の委員さんのご意見ごもっともかと思えます。</p> <p>平成25年度の現年分の収納率91%強、100人に91人の方は納めていただいておりますが、残り9人の方は何らかの事情によって納めていただけていないという部分がございます。収税課、徴収方としてその払っていない方に手放しで許しているのかというところがございますが、先程もお話しました平成24年度に組織の見直しが行われまして、徴収部門である収税課に国民健康保険税の徴収事務を任せられました。収税課では、元来、差押等の滞納処分を実施しておりますので、それと同</p>

様のスタンスで国民健康保険税についてもあたらさせていたいただいております。ただ、納税相談という相談形態でございますので、相談をして納税をしなくていいよという相談をするのではなくて、あくまで納税のご相談をお願いするというところでございますので、納期毎に払えない方につきましては、分割納付ですとか、色々な手法を用いましてとにかく納税をしていただくといことを第一のスタンスとさせていただきます。それと、調査等もさせていただきますので、相談や調査をすることによって、本当にこの人が払える人なのか、払えない人なのか、はっきり見極めた上で、法定処分、逆に言えば払わなくてもよい方というのも選別させていただくシステムになっておりますので、法にのっとって粛々といつつも、市民本位の徴収が図れるように、相談体制等も充実していきながらきめ細かに相談をさせていただいているということでお話をさせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長
山岡委員

よろしいですか、山岡委員。

ありがとうございます。

一つだけコメントさせていただきます。今の行政は、本当に温かくて、こんなに素晴らしい行政はないですよ。きめ細かくお考えいただいて、ご配慮いただいて、市民が温かくそうなるように本当に考えていただいて、本当にそう思います。しかも、システムも新しくして、組織も見直ししていらっしゃる。その努力に対してですね、国民は、市民は、十分に応えなければならぬというのが私の基本姿勢でありまして、私は自治会の仕事をしておりましても、色々そういうところで甘えた所を見ますと我慢しろと、やれというスタイルでございますので、あまり評判はよくないかもしれませんが、そういう方向は今後も貫いていこうと思っております。市民は、義務を怠る人に対して、行政の温かいこれが十分行き渡っていますのでね、その辺についての私の市民について我慢が足りないのではないかとということも踏まえまして、質問をさせていただきました。色々ご心配いただき、ご努力いただき、それについては十分感謝いたします。

会 長

ありがとうございました。

それでは、みなさんの方から特に何かご質問等はございませんか。

永田委員。

永田委員

せっかくの機会ですので、少し伺いたいのですが。

特定健診、メタボの健診からガン検診、人間ドック等の検診を行っていますが、これは市のレベルでは数が足りないのも無理だとは思いますが、県なり、国なりの方で、医療費の抑制に対する効果みたいなご発表があつてご存じだったら教えていただきたいと思います。

会 長
事務局

事務局。

今のご質問の趣旨は、分かりますが、手元に資料がございませんので、これは保健事業を進める場合には、特定健診、ドック、ガン検診も実施しているわけですので、相乗効果を上げるべく、ある健診の時に別の検診のメニューを提示したり、同時健診を推奨したり、その辺の工夫はしておりますので、日々、受診につきましては市のレベルでも行わせていただいているという状況でございます。

<p>会 長 永田委員</p>	<p>永田委員、どうでしょうか。 多分凄く難しい問題だと思います。 ラフに言えば、健診を受けた人と受けない人で、その人達の医療費がどうなっているかという単純なことを検討するのも面白いのではないかと思うこともあるのです。</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局。 少しデータとしては、古いのですけれども。特定健診を4回連続で受診している方と、1回も受診していない方との医療費の比較になりますが、平成23年度で健診を受けた方が、受けなかった方より、約13万円医療費が安かったというデータがあります。</p>
<p>永田委員 事務局 会 長 永田委員 会 長</p>	<p>自己負担分ですか、それとも医療費ですか。 医療費、10割分です。 永田委員よろしいですか。 はい、結構です。 健康福祉課長、もし、先程の数字の問題について、今日はデータをお持ちでないということですから、直接、永田委員の方にご連絡していただいてもよいのではないかと思います。 今、三人の担当課長さんの方からお話をいただきました。 みなさんから、ご質問が無ければ、以上で、本日の議事につきましては、終了させていただきたいと思います。 長い間、ご協力いただきましてありがとうございました。</p>
	<p>以上</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 27 年 9 月 6 日

会 長 松 下 庄 一

指名委員 花 島 綾

指名委員 橋 本 爪 郎